

特集 コロナ禍における公害紛争処理

令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症（以下この特集において「感染症」という。）の流行は、日本を含む世界規模に拡大し、その感染症拡大に伴う影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及しました。こうした影響は、迅速かつ適正な公害紛争処理等を主要な任務とする公害等調整委員会（以下この特集において「公調委」という。）の業務にも現れました。

I 公調委の手續における対応

公調委における公害紛争処理等の手續について、感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のための対策を講じつつ、迅速かつ適正な事件処理に努めました。

裁定手續・調停手續を進める中で証拠調べや当事者等の尋問等を行う審問期日等が開かれます。審問期日等の場においては、感染防止の対策を徹底するため、当事者に対して、出席する人数をできる限り抑制するよう求めるとともに、出席者に対しては、マスクの着用、会場入口に設置したアルコール消毒液による手指の消毒、十分な間隔を確保しての着席を求めました。必要な場所にアクリル板等を設置し、審問期日等の終了後には、机や椅子等について、必要な消毒を行いました。

なお、審問期日等について、原則として、東京に所在する公調委において行うこととしていますが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で審問期日等を開催する取組を従来から進めてきております。こうした現地期日においても、十分な間隔の確保やアクリル板の設置等が可能な会場を確保し上述の感染防止の対策を徹底することにより、当事者にとっては、感染の広がっていた東京に来ることなく、手續を進めることができました。

また、政府の方針に沿って、委員長、委員及び事務局職員について、厳格な出勤抑制を行い、その上で、公調委としての意思決定等を行う委員会議を始め、個別事件の処理方針の決定等を行う裁定委員会・調停委員会、専門事項の調査を行うために任命される専門委員や当事者からのヒアリングなど、公調委における各種の会議やヒアリングについては、特段の事情がない限り、原則としてウェブ会議により行うこととしました。

このほか、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等により、感染症の感染防止やデジタルガバメントの実現の観点から、押印の見直し等を行うことが求められたことを受け、公調委としても、公害紛争処理等の手續に関して、国民に押印を求めないこととするよう、政令や公害等調整委員会規則について所要の改正を行うとともに、法律で押印を求めていた土地利用の調整に係る手續について所要の改正を行うための法律案が第204回国会に提出されました。

公調委の手續について、必要な対策を講じつつ、今後とも、迅速かつ適正な事件処理等に努めてまいります。

Ⅱ 公調委と地方公共団体の連携のための取組

全国の地方公共団体において、公害紛争の前段階又は初期段階としての性格を有する公害苦情について処理を行い、また、公調委と各都道府県に置かれている公害審査会等（以下この特集において「審査会等」という。）が、役割分担の下、公害紛争事件の解決に努めています^(注)。このため、公調委と地方公共団体が、公害紛争・公害苦情の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために重要であり、継続していく必要があります。

従来、情報共有・連携のため、毎年度、都道府県及び市区町村の職員を対象としたブロック会議等を開催していましたが、令和2年度は、感染症の感染対策の観点から、このようなブロック会議等の開催が困難であったため、都道府県の公害紛争処理担当職員及び市町村の公害苦情処理担当職員を対象として、新たにインターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催しました。

今後とも、感染対策に十分な配慮をしながら、このような情報共有・連携の取組を行ってまいります。

注 地方公共団体の公害苦情の対応状況は、地方公共団体が令和元年度に新規に受け付けた典型7公害の苦情受付件数は約4万7千件（その他の公害苦情を含めると約7万件）。平成30年度から繰り越されたものを含めて令和元年度中に苦情処理が完了したものは約4万2千件で、その処理までの期間は約7割が1週間以内、約1割が1か月以内となっており、迅速な処理が行われている。

また、公調委と審査会等の役割分担は、調停等に関しては、公害紛争のうちのいわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件については公調委、これ以外の公害紛争については審査会等で担当するとともに、裁定に関しては、公調委で全ての公害紛争について担当するものとなっている。

Ⅲ 在宅時間の増加が公害紛争に及ぼす影響

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大公害に代表されるような産業型の公害紛争が多く見られましたが、近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、都市部における比較的小規模な公害紛争、すなわち、都市型・生活環境型の公害紛争が増えてきていました。

令和2年度、感染症の感染状況を踏まえ、政府は2度にわたる緊急事態宣言を発出し、国民の協力の下、広く外出の自粛が行われることとなり、この結果、在宅にて勤務を行う人が増加するなど、在宅時間が増加したことは疑いがないところです。こうした流れは、働き方の変化とともに今後も続いていくと考えられますが、それは騒音等の新たな近隣トラブルの発生へと繋がる可能性もあり、今後、公害紛争に対してどのような影響を及ぼすのか、注視していく必要があります。

公調委としては、このような点からも、地方公共団体との情報共有・連携を図りつつ、迅速かつ適正な公害紛争処理等の役割を果たしてまいります。